

日知理第 83 号
2011 年 3 月 16 日

特許庁

長官 岩井 良行 殿

日本知的財産協会
理事長 守屋 文彦

東北地方太平洋沖地震による影響を考慮した要望事項

今回の大地震、それに伴う大津波被害に対応して、即座に救済手続きを貴ホームページに掲載いただきましたこと、知的財産制度のユーザー団体として感謝いたします。

救済措置に関して、追加的に下記の 3 点についてご配慮賜りたく、お願いいたします。

記

1. 第二次被害を考慮した救済措置とより柔軟な基準による救済

ホームページに掲載されています内容を拝見しますと、特許庁に係属中の出願または審判手続きに関して、救済の対象が「東北地方太平洋地震により手続きができなくなった方」となっており、「被害を受けて手続きができなかった事情」を説明する文書の添付となっております。

しかしながら、どのような場合に救済が当てはまるのか不透明と思われま

す。たとえば、「今回の大地震、津波により第一次の被害を受けた地域に所在する企業、大学、個人発明家等の出願人（第一次被害者）」はある程度特定できるため問題なく救済対象と思われま

すが、第二次被害者、すなわち「所在地が異なるそれら企業の親会社あるいは子会社」や、「電力事情逼迫に伴う計画停電で影響を受けている首都圏に所在する企業、大学、個人発明家等の出願人」、さらには「計画停電で影響を受けている首都圏に所在する弁理士あるいは弁護士事務所に出願を依頼している企業、大学、個人発明家等の出願人」も救済措置の対象とされるべきものと思料いたします。

特に電力事情逼迫に伴う計画停電は、企業の工場・研究所の一時停止や交通機関の乱れによる従業員の執務時間の短縮（長時間を要する出勤、早期退勤）、自宅待機などの措置を取らざるを得ない事態を引き起こしており、これに伴う執務の停滞は避けられません。諸所に発生する知的財産活動への支障を東北地方太平洋地震により影響を受けた第二次被害と定義し、救済すべきと考えます。

先の特許制度小委員会での審議の際に課題として掲げられましたように、貴庁で採用されてきたこれまでの基準は、かなり厳しいものとなっております。特許制度小委員会では、PLT のような柔軟な救済基準の採用が答申され、産業構造審議会知的財産政策部会の了承も得られています。したがって、今次の事態に対してもそのようなコンセプト

トを前倒しして、できるだけ柔軟な基準により救済していただきますよう強く要望いたします。

もちろん企業としては、i) 自社特許出願等の期限案件のリスト作成・その情報の共有・期限管理の徹底、ii) 特許出願等を依頼している弁理士・弁護士事務所の窓口担当者の確保・確認、iii) 出社マネージャー確保のための当番制など自助努力をしている企業もあります。しかしながら、知的財産部員が少ない会社や事務所員が少ない弁理士・弁護士事務所など対応しきれないところもあると思われまますのでご高配のほどお願いいたします。

2. 特許手数料に対する措置の前倒し

今次の災害は、部品調達がままならない問題や、株価の大幅な下落などの事態も引き起こし、経済面に影響を及ぼしております。このため、今後中堅企業や中小企業において資金的手当てが難しくなることも懸念されます。

したがって、特許制度小委員会で審議され、産業構造審議会知的財産政策部会で了承された審査請求料の減額につきまして、できるだけ前倒しをして実施していただくようお願いいたします。

更には、被災企業並びに中小企業を念頭においた特許手数料の減免・猶予措置につきましても、ご検討戴きたく存じます。

3. 諸外国・地域の特許庁へ柔軟な救済措置を求める要請

ご案内のように、日本企業の生命線としてグローバル化が避けられない今日、各企業の諸外国・地域への特許・実用新案・意匠・商標出願（以降特許等出願と表示）活動が活発になっております。産業競争力維持のための、特許等出願の権利化を図る動きは、一刻の猶予も許されない状況にあります。上述のように、「今回の大地震、津波により第一次の被害を受けた地域に所在する企業、大学、個人発明家等の出願人（第一次被害者）」のみならず、「所在地が異なるそれら企業の親会社あるいは子会社」や、「電力事情逼迫に伴う計画停電で影響を受けている首都圏に所在する企業、大学、個人発明家等の出願人」、④さらには計画停電で影響を受けている首都圏に所在する弁理士あるいは弁護士事務所に出願を依頼している企業、大学、個人発明家等の出願人（第二次被害者）」においては、当面諸外国・地域への手続きがままならないものと思われまます。

したがって、貴庁より、諸外国・地域の特許庁へ、柔軟な救済措置をとっていただくよう要請していただきますようお願い申し上げます。

すでに台湾特許庁から「特許・商標における各申請案件につき、2011年3月11日発生した日本大地震のために法定期限を遅延した場合、特許法第17条の第2項及び特許法施行規則第10条又は商標法第9条の規定に従い、現状回復手続きを申請することができる。原則的に、当局は案件毎の具体的状況に基づき寛大に認定する。」との通達が発せられていると聞き及んでおり、日本政府として、感謝の意を表していただければ幸いです。

以上